

平成30年度第2回燕市食物アレルギー対応委員会 会議録（要旨）

日 時：平成31年2月13日（水） 15時30分から16時30分

場 所：燕市西部学校給食センター 会議室

出席委員：松野委員、伊東委員、曾根委員、鈴木委員、岩本委員

金子委員、後藤委員

落合氏（燕市食物アレルギー対応委員会設置要綱第6条第2項の規定より出席）

事務局：教育長、教育次長、学校教育課長、子育て支援課長、他職員7名

議 題：（1）学校における食物アレルギーについて

（2）幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギーについて

（3）児童クラブにおける食物アレルギーについて

（4）その他

【以下、会議録（要旨）】

議 題

（1）学校における食物アレルギーについて

《事務局説明》

①食物アレルギー等の発症について

平成30年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。（誤食1件、11月の多数の体調不良発症、新規発症2件）

②燕市食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

主な追加事項、追加様式を説明した。

○委員（意見）

誤食については、見落としなので何重にもチェックすることが大事である。

11月の多数の体調不良発症については、迅速に症例を出す対応としてはよかったが、マスコミへ報道する前に専門医に食物アレルギーかどうか相談、確認してほしい。一度にこんなに多くの症例を発症する場合、食物アレルギーは疑われない。客観的な症状があった子どもは2件のみなので、問診など調査の仕方を工夫する必要がある。

新規発症の2件については、食物アレルギーの可能性は高いが、食物アレルギーかどうか詳しいことは負荷試験をしないと分からない。

○事務局（回答）

今後の対応として多数の体調不良については、客観的にみられる症状も加味して調査、公表していきたいと考えている。また、調査がまとまったら、専門医からご助言、ご指導いただき対応していきたいので、よろしく願います。

(2) 幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギーについて

《事務局説明》

①食物アレルギー等の発症について

平成30年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。(誤食、新規発症はなし)

②給食提供に係る食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

改訂事項を説明した。

○委員(意見)

妥当にやっていると思う。極微量でアレルギー症状が誘発される場合、卵殻カルシウムや乳糖については問題がでることはないと思うが、保護者と相談して対応して欲しい。

○委員(質問)

極微量でアレルギー症状が誘発される場合など、給食の対応を面談で決定するとあるが、給食を提供することが難しいという方向もあるのかどうか。

○事務局(回答)

園については、厚生労働省と同様の書式で、生活管理指導表の中にある除去食品で摂取不可能なものに書いてある食品をすべて除去して対応している。来年度73名のアレルギー対応者がおり、乳糖2名、卵殻カルシウム2名、ゴマ油1名の除去については、全て個別に給食で除去対応する。保護者との相談については、生活管理指導表をもとに、提出された書類を説明し、緊急時に備えた処方薬に記載されていることを以て、投薬依頼書を不要としている。

○委員(意見)

卵殻カルシウムは卵アレルギーにほとんど関係しない、乳糖も同様で、これを食べてアレルギーを起こすことは考えにくく、この記載は必要ないのではないかと。

○委員(意見)

文部科学省や新潟県などのマニュアルの中に、鶏卵の卵殻カルシウム、牛乳の乳糖、乳清焼成カルシウムなど、原因物質に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい食品が載っているが、このように表で記載すると分かりやすいのではないかと。

対応としても、国や県と同じように、燕市でも除去対応しない食材とされているので、準じた対応でよいと思う。

○委員（意見）

卵殻カルシウムや乳糖などは、除去することは安全ではあるが、必要はない。医師の判断によるが、これらで反応がでる場合は、食品や予防接種など全てにおいて反応を起こす。日本人にいないとは言えないが、あまり例はない。不必要なものまで除去しなくてもよいが、医療現場でも啓蒙していきたい。

(3) 児童クラブにおける食物アレルギーについて

《事務局説明》

①食物アレルギー等の発症について

平成30年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。（誤食、新規発症はなし）

②おやつ提供に係る食物アレルギー対応マニュアルの策定等について

マニュアル策定の経緯、経過を説明した。

○委員（質問）

小学校においてアレルギー対応の面談を行っていて、児童クラブの指導員にも同席してもらっているが、園でのマニュアル改訂の部分で投薬依頼書が不要となったが、児童クラブではどうか。

○事務局（回答）

児童クラブの職員が薬を直接飲ませることはしていない。薬は児童が管理し、飲むタイミングなどは面談で保護者に確認をとっている。エピペン使用などの緊急な場合は、職員が対応する旨を保護者の同意を得て対応している。書類として書いてもらっているものはない。

(4) その他

○委員（意見）

アレルギーの流れとして、入園する子どもは負荷試験をして食べられる量を決めていくようになっている。負荷試験が大前提で、他市ではアレルギー対応委員会で、アレルギー専門医がすべての診断書を確認して、対応しているところもある。

○委員（意見）

平成30年に小児の食物アレルギーによる救急搬送は、自宅等2件でいずれも軽症だった。エピペン処方15才以下が17名登録されている。別紙2の経過記録票の記入は、医師への様態等の引き継ぎの際にも情報が多くあった方がよいので、できる範囲で詳しく記載をお願いしたい。

○委員（意見）

経過記録票をコピーして救急隊員へ渡すとよい。エピペンを打つタイミングや必要な処置の判断や確認にも活用できる。

○委員（意見）

経過記録票は様式が統一されていなかったが、今までも使用していた。緊急な場合にすぐ対応できるように各学級にも設置してある学校もある。経過が分かるよう、救急隊員へこの用紙を渡せる準備は出来ている。

学校での初発対応は、すぐに食物アレルギーの原因が分からないので、その後の給食について、保護者と相談し、しばらく給食を食べない対応をとっていた。保護者にとっては負担になっていた部分もあったようだが、子どもの命を守るということを第一に考え、マニュアルに明示して保護者の理解も得やすいと思う。

誤食を防ぐ方法として、複数の目で確認することがとても重要であり、いろいろな形での対応があるので、各学校で共通理解を図って、日常的に準備することが大切であると感じている。

○委員（意見）

今年度から、給食の対応がアレルギーレベルに応じた対応から、完全除去対応に変わり安心安全な給食になってよかった。製造元変更による原材料の変更や、パッケージの確認とダブルチェックなど、日々確認を怠らないようにしている。間違いが起これないように、全員で協力している。

○委員（意見）

経過記録票を書いたものを見せてもらったことがあるが、症状経過の部分を書いて受診の際に持って行ってもらった。保護者が受診の際に経過が分かって、よかったと聞いた。

○委員（意見）

経過記録票で重症度が書いてあるが、アナフィラキシーの定義は複数の臓器に症状が現れた状態なので、Aの重症度でも複数あって、エピペンを処方されている場合は、使用の適応でもいいと思う。

閉会